

広島県学校図書館資料収集方針（高等学校）

令和４年４月
高校教育指導課

1 目的

学校図書館は、学校教育において欠くことのできない基礎的な設備であり、図書館資料を収集・整理・保存し、生徒及び教職員の利用に供することによって、学校の教育課程の展開に寄与するとともに生徒の健全な教養を育成することを目的としている。

その目的を実現するための資料の収集及び選定を組織的、系統的に行うための基本的な事項を定める。

2 資料収集方針

生徒や教員の利用に供するため、以下の方針に基づいて資料を収集・整理・保存し提供する。

- (1) 各学校の教育目標を達成するために必要な資料を積極的に収集する。
 - ① 教育方針及び教育課程の助けとなる資料
 - ② 生徒・教職員のさまざまな課題解決に役立つ資料
 - ③ 社会に対する理解・関心を深めることができる資料
 - ④ 趣味やレクリエーションをはじめ、豊かな教養を育む資料
 - ⑤ 学校及び地域に関する資料
- (2) 生徒・教職員からのリクエストには、可能な限り応えるようにする。ただし、図書館間相互貸借によって対応する場合もある。
- (3) 特定の思想等にとらわれず、公正で偏りが無いよう幅広く収集する。
- (4) 図書資料のほか、雑誌、新聞、視聴覚資料（CD、DVD等）、電子資料（CD-ROM、ネットワーク情報資源（ネットワークを介して得られる情報コンテンツ）等）、ファイル資料、パンフレット、自校独自の資料、模型等を幅広く収集する。

3 選定基準

- (1) 知識や情報が正確であるもの。
- (2) 新しい知見や方法が紹介されているもの。
- (3) 授業に活用できるもの。
- (4) 用語・文章が適切で分かりやすいもの。
- (5) 現代的な諸課題を扱っているもの。
- (6) レファレンス質問に回答し得るもの。
- (7) 生徒の実生活や興味・関心に応じた内容のもの。
- (8) 読書の楽しさを味わえるもの。
- (9) 漫画について
 - ① 社会的に評価が高いもの。
 - ② 取り上げている主題が生徒の学習や進路選択に役立つもの。
 - ③ 学術的・社会的主題を取り扱っているもの。
 - ④ 専門的知見に基づいているもの。

- (10) 雑誌について
 - ① 生徒の教養を育むもの。
 - ② 文化・趣味・娯楽など生徒が気軽に楽しく読めるもの。
 - ③ 雑誌全体の構成を鑑み、偏りなく多様な分野のもの。
- (11) ライトノベルについて
 - ① 生徒の希望が多く、図書館間相互貸借では提供が難しいもの。
 - ② 社会的に評価が高いもの。
- (12) 写真集について
 - ① 表現技術が新鮮で編集・印刷が優れているもの。
 - ② 生徒の興味・関心を高めるもの。
- (13) 絵本について
 - ① 文章が生徒に理解できる内容や表現になっているもの。
 - ② 絵が内容を的確に表現しており、生徒が楽しめるもの。
 - ③ 生徒に対する愛情が貫かれ、画面の中で絵と文が調和しているもの。
- (14) 地域に関する資料について
 - ① 地域の特質や現状が正確に記述されているもの。
 - ② 内容が趣味的でなく、体系的であり、普遍性を有するもの。
 - ③ 取り扱っている内容の原拠が示されるなど、生徒の調査研究に役立つもの。
 - ④ 参考文献が紹介されているもの。

4 留意事項

- (1) 収集する図書は、原則として1冊とする。
- (2) 出版から相当年数が経過しているものは、原則として収集対象としない。
- (3) 寄贈図書については、「3 選定基準」に照らし、受入れの判断を行う。
- (4) 偏りのない調和のとれた蔵書構成となるようにする。
- (5) 責任の所在
 - ① 収集の責任は学校長にある。
 - ② 選定の責任は担当教職員によって組織される図書館担当にある。
- (6) 収集事務
資料選択に当たっては、次に掲げる出版情報、その他の資料を参考にすることができる。
 - ① 新刊書等出版情報案内
 - ② 出版社の発行する解説目録
 - ③ 刊行物展示会又は出版社、取次店等の見本による見計らいの結果
 - ④ 新聞その他の刊行誌における書評

5 全国SLA（全国学校図書館協議会）による基準の準用

各分野の選定については、全国学校図書館協議会の定める選定基準を準用する。

以上の選定基準は遵守すべき義務ではなく、資料を選定する際の参考にするものである。